

令和8年度 介護助手事業 実施要項

1 目的

介護人材の確保対策を加速させるため、地域の潜在的な介護人材であるシニアの方や子育てを終えた方、学生、障がい者等の多様な人材を補助的な介護業務（居室の掃除や食事の準備・片付け等の介護の周辺業務「介護助手」）の担い手として新たに育成することにより、介護現場の人材不足を解消し、介護職員が専門的業務に専念できるよう、労働環境改善と介護サービス質の向上を図る。

2 実施期間

最大3か月間（令和8年8月～10月又は令和8年10月～12月）

※夏休み期間を対象にする等、受入の調整ができれば、愛媛県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）と相談のうえ、8月からの実施は可能。

3 実施対象施設

愛媛県内にある特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）通所介護（デイサービス）、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）等のうち、下記（1）～（6）の条件をすべて満たすこと。

- （1）本事業の趣旨を理解し、介護助手の導入について、職員が共通の認識を持ち、介護助手の年齢や働き方に応じて柔軟な対応ができる。
- （2）業務の細分化と業務の切り分けを行い、職場内での意識の統一が可能である。
- （3）介護助手導入前に、OJT研修担当者を決め受入体制等を整え、職員が共通の認識を持ち、補助的な介護業務の担い手としての育成が行える。
- （4）実施期間終了後は、介護助手の勤務状況を考慮し継続雇用が可能で、介護助手の導入についても引き続き実施が可能である。
- （5）職員への周知協力及び利用者家族への周知協力の依頼が可能である。
- （6）介護助手の募集については、福祉人材センター及びハローワークへの積極的な募集や地域住民等に周知できる。

4 介護助手対象者

介護職員として働くことに不安のある地域の潜在的な介護人材とする。（元気なシニアの方、子育てを終えた方、障がい者、介護に興味を持つ大学生・専門学生・高校生等）

5 介護助手人数

40名程度

6 勤務条件等

- （1）勤務時間は、週に最大16時間程度の短時間勤務とする。ただし、年齢や働き方に応じて柔軟な勤務時間で対応すること。（例：1日4時間×週4日 3か月で192時間迄）
- （2）賃金はOJT研修手当として、時給1,033円とする。（最低賃金改定により変動あり）
- （3）介護助手が従事する業務は、介護の周辺業務に限定し、食事介助や入浴介助などの身体介護業務

には、原則として従事させないこと。ただし、介護に関する資格を持ち介護業務の経験がある方については、この限りではない。

(4) 介護助手対象者は、法令上の人員配置基準には算入できない。

7 助成金

県社協から実施施設に対し、下記のとおり助成金を交付する。

【例】介護助手4名の場合

区 分	助成基準額
① 介護助手雇用経費 (時給 1,033 円×1 日 4 時間×週 4 日×月 4 週×3 か月)	1 時間当たり 1,033 円 (※1) 1 人当たり上限 198,336 円(192 時間)×4 名分
②周知等印刷及び事前説明費用 (印刷製本費、消耗品費等)	20,000 円以内
③事務費 (通信運搬費、印刷製本費、消耗品費等の事務経費)	10,000 円以内
【備考】助成額の算定方法 ① +②+③の合計額に助成率(2/3)を乗じた額と、助成上限額 500,000 円(※2)とを比較して少ない方の額を助成額とする。 ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。	

※1 時給は、最低賃金改定により期間中に変動する可能性がある。

※2 助成上限額は、実施施設数の増減により変動する。

【例】介護助手4名で内1名の場合

① 介護助手雇用経費	793,344 円
② 周知等印刷及び事前説明費用	20,000 円
③ 事務費	10,000 円
計 823,344 円	

823,344 円×2/3=548,896 円より上限を上回るため、助成金は 500,000 円となる。

8 申込方法

令和8年度介護助手事業実施施設申込書(別紙1)に必要事項を記入し、令和8年5月28日(木)までにメールにて申し込む。

9 選考方法・採否結果

(1) 申込書の「2 確認事項等」及び地域性等を考慮し、県社協で実施施設を選考する。

(2) 実施施設の採否結果は、県社協から申込みのあった全施設にメールで通知する。

10 事業実施上の役割分担

(1) 実施施設

①県社協から事業説明を受ける。

②介護助手の業務の細分化、OJT用業務マニュアルの作成、職場内周知等の受入の準備を行い、介護助手業務一覧を県社協へ提出の上、介護助手を募集する。(地域住民への周知・職員

紹介等)

- ③事業応募者へ事前説明会の実施及び就労マッチング（面接）を行い、具体的な業務内容や勤務時間帯は、実施施設で設定し説明する。
- ④感染症対策について、事前にリスクマネジメントの教育を行う。
- ⑤研修責任者1名、研修担当者1名以上を選定し、事業対象者に対し介護助手として3か月間補完的業務をさせながらOJT研修（職場研修）を実施し、月1回の個人面談を行う。
※介護の入門的研修等の受講を勧め、施設職員として従事するために必要な知識を習得してもらう。
- ⑥期間終了前に事業対象者と面談を実施し、介護助手の継続雇用の意向を確認する。
- ⑦期間終了後、実績報告書を県社協に提出し、成果報告会に出席する。

（２）県社協

- ①実施施設に対し事業の流れ等の事業説明を行う。
- ②「介護助手募集」のチラシを作成し実施施設へ周知依頼及び対象者、関係機関等に周知を行う。
- ③福祉人材センターの求職者及び問合せの際に、介護助手の事業説明や実施施設へ紹介する。
- ④必要に応じて実施施設の状況確認を行い実施終了後、成果報告会を開催し事業検証を行う。

11 報告等

- （１）実施施設は、県社協に対し、**令和9年1月20日（水）までに**、別途定める様式にて、実績報告書及び助成金請求書を提出すること。
- （２）令和9年2月に成果報告会（Z o o mによるオンライン開催）を実施する。

12 留意事項

- （１）実施施設の事業実施にあたっては、個人情報の取り扱いに注意すること。
- （２）その他、この実施要項に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、別途協議する。

13 継続雇用

実施期間終了後、介護助手を継続雇用する場合は、各事業所との雇用契約に基づく賃金体系にて給与を支給すること。

14 感染症対策

実施施設において、適切な感染防止対策を講じて事業を実施すること。

15 事務局

愛媛県社会福祉協議会 福祉人材部 人材研修課（担当：中田・吉川）

〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号

TEL 089-921-5344 FAX 089-921-3398

Eメール jinzai@ehime-shakyo.or.jp